

令和元年度 第2回個人住民税検討会

# グローバル社会における 個人住民税のあり方

令和元年8月9日  
豊橋市 市民税課

# 1 豊橋市の状況

## (1) 豊橋市住民人口の推移

年月日	総人口	外国人	外国人割合	外国人1位	外国人2位	外国人3位	外国人4位	外国人5位
H31.1.1	377,303人	17,219人	4.7%	ブラジル 7,743人	フィリピン 3,511人	中国 1,476人	韓国朝鮮 1,336人	ベトナム 870人
H30.1.1	377,561人	15,804人	4.2%	ブラジル 6,955人	フィリピン 3,261人	韓国朝鮮 1,373人	中国 1,371人	ベトナム 728人
H29.1.1	378,018人	14,738人	3.9%	ブラジル 6,531人	フィリピン 2,947人	韓国朝鮮 1,416人	中国 1,378人	ペルー 701人
H28.1.1	378,485人	14,079人	3.7%	ブラジル 6,229人	フィリピン 2,759人	中国 1,467人	韓国朝鮮 1,434人	ペルー 706人
H20.1.1	385,137人	20,428人	5.3%	ブラジル 12,885人	韓国朝鮮 1,906人	フィリピン 1,758人	中国 1,548人	ペルー 1,016人

# 1 豊橋市の状況

## (2) 平成30年度個人市民税 納税義務者・滞納者

科目	納税義務者	内外国人 納税義務者	外国人納税 義務者割合	収入率	滞納者	内外国人 滞納者	外国人 滞納者割合
現年課税分	208,062人	7,220人	3.5%	98.7%	4,781人	996人	20.8%
内普通徴収	53,855人	2,877人	5.3%	94.3%	4,781人	996人	20.8%
内年金特徴	26,364人	—	—	100%	—	—	—
内特別徴収	127,844人	4,343人	3.4%	99.9%	—	—	—

注) 年度当初の外国人普通徴収2,221人、特別徴収4,999人

# 1 豊橋市の状況

## (3) 平成30年度個人住民税 公示送達・執行停止

項目	全件数	内外国人件数	全件数に占める外国人割合	外国人の国外転出者	外国人に占める国外転出者割合
公示送達	465人	197人	42.4%	104人	52.8%
執行停止 (現年分)	123人	67人	54.5%	60人	90.0%
執行停止 (過年分)	896人	181人	20.2%	68人	37.6%

## 2 特別徴収のさらなる推進

### (1) 愛知県個人住民税特別徴収推進協議会

個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言（平成24年9月28日）

- ① 特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨…県職員により継続中  
平成24年度～平成30年度の勧奨実績 12,839件
- ② 法人会・税理士会などの関係団体への依頼活動…事務局及び県推進員により実施
- ③ 特別徴収を実施していない事業主の方への地方税に定められた特別徴収税額の通知  
…市町村により異なる（通知済・段階的实施中・実施予定有など）
- ④ ホームページ・広報誌などによる広報活動…概ね実施済
- ⑤ その他、特別徴収の推進施策の検討

愛知県特徴率	24年度76.05%	29年度83.63%	30年度84.14%
全国特徴率	24年度72.8%	29年度83.2%	

## 2 特別徴収のさらなる推進

(2) オール東三河特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～ (参考資料)

平成27年6月30日、東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）合同で、市政記者（16社）に対して報道発表

東三河特徴率	24年度68.98%	29年度84.33%	30年度84.35%
豊橋市特徴率	24年度71.17%	29年度83.37%	30年度83.58%

豊橋市の普通徴収から特別徴収へ切替に向けての取組

- ① 特別徴収未実施の事業所に対してお知らせや電話での協力要請
- ② eLTAXチラシ及び特徴推進チラシを年末調整説明会等で配布及び送付 (参考資料)
- ③ 切替理由の記載がない給与支払報告書は特別徴収
- ④ 普通徴収切替理由書等の様式の統一
- ⑤ 電子納税の案内

### 3 在留中の納税の実効性確保

#### (1) 納税通知書の送付

##### ① 確定申告受付支援

豊橋市国際交流協会共催・東海税理士会豊橋支部の協力のもと、毎年2月上旬の日曜日に外国人のための無料相談申告受付を開催

##### ② 普通徴収納税通知書（参考資料）

納税通知書送付時に、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語の4か国語のチラシ「市民税・県民税の納税について（支払方法、時期、出国の場合）」を同封

##### ③ かんたんな税金のしおり（参考資料）

やさしい日本語版・ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語をホームページと冊子を窓口に配置

### 3 在留中の納税の実効性確保

#### (2) 滞納者納税相談

##### ① 通訳者の確保

納税課…ポルトガル語通訳1名 嘱託職員

多文化共生国際課…英語、ポルトガル語、タガログ語各1名 嘱託職員

全庁取組…外国語会話ができる職員の登録

##### ② 多言語の催告書送付…英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語

##### ③ 在留期間を意識した催告

催告書にビザ更新時に納税証明が必要と記載

##### ④ 外国人受入企業、技能研修生受入団体との連携

多文化共生国際課・市民税課・納税課共同で帰国前に納税の必要性を説明

##### ⑤ 外国人協会や団体と連携した啓発

協会等の協力で、SNSに休日納税相談日を発信

### 3 在留中の納税の実効性確保

#### (3) 転入・転出

##### ① 転入届出時

案内文書…「所得・納税証明の必要な方は、1月1日現在で住民登録していた市区町村役場の税務担当課へお尋ねください。」

##### ② 転出届出時

案内文書…市税・国民健康保険税又は、その他の利用料等に未納のある方（未納があるかもしれない方）

「納付又は納税相談（未納の有無の確認）をしてください。」

※国外転出の場合、現状では転出届を提出しないで出国してしまい、後日、法務省からの通知により、国外転出扱いとしている。

### 3 在留中の納税の実効性確保

#### (4) 中長期在留者

##### ① 特別徴収 法321の5 ②ただし書

給与所得者が6月1日から12月31日までの間に退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、その給与所得者に対して翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が退職した月の翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超え、給与所得者から給与支払者に申出があったときは、未納分の月割額の全額をその給与又は退職手当等から一度に徴収しなければならない。

豊橋市…静岡県自動車組立部品事業所（中長期在留者：主にブラジル人）

ただし書を準用して、徴収可能月まで徴収納付してもらっている。

普通徴収分の納付負担軽減につながる。

平成30年異動届出書47件 内12件について一部徴収（予定納税）

最近の傾向…入局管理局ビザ更新手続き時に、納税確認が強化されてきた。

### 3 在留中の納税の実効性確保

#### (5) 短期在留者

##### ① 普通徴収

技能実習制度（短期在留者）が従事している業務

- ・ 個人経営農業…中国人、ベトナム人
  - ・ 工事製造業等…タイ人、インドネシア人、フィリピン人、中国人、ベトナム人
- ※中国人の技能実習生は、租税条約により非課税となっている。

豊橋市…農業実習生は普通徴収

製造実習生は特別徴収、しかし、実習期間満了による退職後は普通徴収

◎技能実習生は期間満了とともに住民登録の手続き未届出まま帰国してしまう。また、在留期間を税システムで管理していないこともあり、接触機会がない上に、差押財産もないため徴収不可として執行停止処分をしている。

## 4 前年所得課税主義と現年度課税化

《あくまでも私見であることを御了承ください》

(1) 前年所得課税主義…指定技能の新設による外国人就労者増加に伴う収納対策

① 特徴一括徴収の強化（法321の5②ただし書の改正）又は繰上徴収（法13の2）

年末までに帰国退職する場合は、特別徴収義務者に一括徴収を義務化する。

② 納税証明書の添付（入管法の改正）

出国時（一時帰国を含む。）に納税証明書の提出又は提示を義務化する。

③ 準申告制度の設立（所得税申告に準ずる新設）

1月2日以降の退職帰国者に対する新年度課税分の申告納税を義務化する。

※個人住民税の例外…退職所得の課税の特例（法328）

④ 納税管理人指定（法300①②の改正）

確定申告の納税管理人を職権指定する。また、新年度分納付完了まで解除を認めない。

（例）豊橋市…還付金額受領後に、「連絡不通のため」として解除届が提出される。

⑤ みなし納税管理人（総則又は市町村民税の新設）

短期在留資格の技能実習生等の雇用主に納税義務の継承を義務化する。

## 4 前年所得課税主義と現年度課税化

### (2) 現年度課税化

#### ① 所得税方式と市町村清算方式

収入率向上とともに昨今の働き方改革による業務内容の簡略化を目指すため、AI、RPA等を駆使して新たな課税体系を作り出すとともに、賦課期日の定義の見直しを含め、マイナンバーカードと市区町村コードによる納付方法が可能となる納税システムを発展させるなど特別徴収義務者、納税者及び住民税課税従事者の負担軽減と、住民にわかりやすい地方税法に改正することが望ましい。

◎所得税、個人住民税、自治体による差異等…均等割と所得割による税額決定、減免制度、住登外課税制度、納期の特例、所得税申告義務を要さない所得への賦課、所得税と異なる所得控除、所得税と異なる所得申告（株式配当、株式譲渡等）、非課税の範囲（総務省令で定める率）、超過課税自治体と所得割税率（指定都市）など

# 参考資料

【ホームページ、冊子、チラシ】

## 特別徴収推進関連

- ・ オール東三河特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～ P14
- ・ 給与支払報告書提出時の留意点（お願い） P15
- ・ 電子納税サービスについて P15

## 外国人啓発関連

- ・ 市民税・県民税の納税について P16
- ・ かんたんな税金のしおり P17,18
- ・ 税金カレンダー P19

事業所の皆様

豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市

**オール東三河特別徴収徹底宣言！**  
～住民税は給与からの天引きで～

東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）は、平成28年度に個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）を未実施の事業所を特別徴収義務者として、一斉に指定することを平成27年6月30日に発表しました。

対象事業所には、平成27年11月に指定予告通知書を送る予定です。

個人住民税を給与から天引きし、事業所がまとめて納入する特別徴収は、給与所得者の個人住民税の納付に係る負担を軽減します。あわせて、収納率が向上するため、各市町村が自立した財源を確保するだけでなく、持続・安定した行政運営にもつながります。

この趣旨をご理解いただき、今後ともより一層ご協力いただきますようお願いいたします。

**事業主にとっても事務は簡単**

各市町村から通知された市町村住民税・県民税額を従業員の給与から天引きするだけ！  
所得税の源泉徴収事務のように、税額の計算や年末調整をする手間がありません。

従業員が常時10人未満の場合は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。

納期の	6月～11月分	12月10日まで
特例	12月～5月分	6月10日まで

**従業員にとってもメリットがある！**

従業員自身が納税するために金融機関等へ出向く必要がありません。

普通徴収は原則、年4回自分で納付するのにに対し、特別徴収は年12回で給与天引きされるので、一回当たりの負担が軽くなります。

◎年税額が60,000円の場合の一回家当たりの負担額

特別徴収	5,000円×12回	普通徴収	15,000円×4回
------	------------	------	------------

普通徴収より1回あたりの負担が軽い

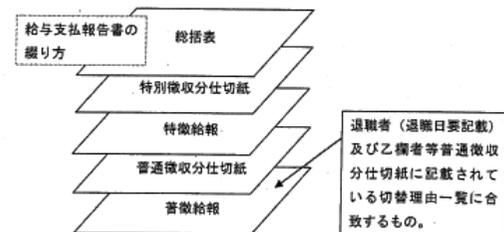
納め忘れによる延滞金がかかるという心配がありません。



**給与支払報告書の提出について**

毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに給与支払報告書（前年中の給与所得の金額、その他必要事項を記載したもので源泉徴収票と同じ内容のもの）を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長へ提出しなければなりません。

また、年の途中で退職した人についても退職時の住所地の市町村長へ提出してください。



普通徴収分仕切紙		No.	市区町村コード	届出番号
<b>普通徴収分(個人納付)分</b>				
<small>この紙の下に住民税・県民税を納付する方(またはその普通徴収への切替理由一覧)を記載する方)の給与支払報告書マイ、ウ、エの欄に記入してください。 ※年個人である者の給与支払報告書(個人納付者)は、予記欄理由一覧に合致する内容の記号(個人)を記入、又は「普通徴収分仕切紙」と記入してください。 いずれかの記号がない場合は源泉徴収になる可能性があります。</small>				
区分	普通徴収への切替理由一覧			
① 在職者	人	番A   総支給額が20万円以下(賞与・香の控除)	番B   前月の給与が少なく、税額が2万円以下	番C   前年の支払額が不足額
② 退職者	人	番E   退職者		
③ その他	人	番F   退職予定者(5月末日まで)	番G   乙欄該当者	
計	人			

※この仕切紙を複数、納税区分別に分類、記入する必要があります。

普通徴収とする人は普通徴収分仕切紙に記載されている普通徴収への切替理由一覧に合致する合計人数をそれぞれの区分に記載し、給与支払報告書を綴ってください。  
(例：豊橋市へ提出する仕切紙)

**裏面にQ&Aがあります。**

給与支払報告書提出時の留意点 (お願い)

- ◆ 総括表の納税者情報には利用届出の基本情報を使用し、正確に入力してください。
- ◆ 受給者のカナ氏名は、カナは半角、氏名は全角で入力し、氏と名の間にそれぞれ1文字分のスペースを空けてください。

<p>【 誤った入力例 】</p> <p>トヨハシタケ 豊橋太郎</p> <p>トヨハシ タケ 豊橋 タケ太郎</p> <p>トヨハシタケ 豊橋? 太郎</p>	<p>【 正しい入力例 】</p> <p>トヨハシタケ 豊橋? 太郎</p>
<p>氏と名の間に空白がない。</p> <p>氏と名の間に空白が複数ある。</p> <p>カナ(氏名)の各文字間に空白がある。</p>	<p>※?は、1文字(カナは半角、氏名は全角)を表します。</p>

給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)および受給者、(源泉・特別)控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーの入力を忘れずにお願いします。



- ◆ 事業所指定番号(市町村によって異なります)を入力してください。  
※ 豊橋市の指定番号は「4から始まる8桁の番号」です。
- ◆ 普通徴収の表示が無いものは、すべて特別徴収となります。  
徴収区分の入力を忘れないようにしてください。

※ 特別徴収ができない場合のみ、普通徴収にチェック(入力)し、普通徴収仕切紙に記載された「普A」～「普F」の該当する記号を摘要欄に記載してください。

※ 徴収区分の入力に誤りがあると、事業所様・ご本人(受給者)様への税額通知の遅れにつながりますのでご注意ください。



eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3は除く。)
詳しい情報は、ホームページをご覧ください。	eLTAXについて <a href="http://www.eltax.jp/">http://www.eltax.jp/</a> マイナンバーについて(内閣府) <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/</a>
電話によるお問い合わせは 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3は除く。)	0570-081459 (ヘルプデスク) 03-5500-7010 (上記の番号がつかない場合)

☆ このチラシの内容に関するお問合せ先 ☆  
豊橋市役所 市民税課 個人市民税グループ  
? 0532-51-2200

2018年10月

電子納税サービスについて

電子納税とは、eLTAXを利用し、市税の納付手続きを自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に行うことができるサービスです。従来のように、納税のために金融機関の窓口まで出向く必要がなくなります。

豊橋市では、一部の税目(個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得)、法人市民税、事業所税)で電子納税サービスを提供しています。  
利用可能な金融機関については、豊橋市ホームページにてご確認ください。

☆ 電子納税基本操作の流れ ☆



個人市民税・県民税(特別徴収分)の納付、法人市民税の見込み納付は②の方法で行います。

平成31(2019)年10月1日から地方税共通納税システムが稼働します。  
個人住民税(特別徴収分)などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となります。  
※すべての地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となる仕組みです。  
対象税目 ○事業所税 ○法人市民税 ○個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得)

(ポルトガル語)

## 市民税・県民税の納税について

豊橋市

あなたの市民税・県民税が決定しましたので、同封しました納税通知書で、各納期限までに近くの金融機関又はコンビニエンスストアに納めてください。

納税の方法は、納税通知書により6月、8月、10月、翌年の1月末日までの4回に分けて納めていただきます。また、ご希望ならまとめて納めることもできます。

コンビニエンスストアでは、領収済通知書にバーコードのないもの、納期限から30日を過ぎたもの、金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるものは取り扱いません。

コンビニエンスストアでは現金のみの取り扱いとなります。

### ○ 市民税・県民税を納める人

1月1日に豊橋市に住所がある人で、前年に所得があった人は、豊橋市へ市民税・県民税を納めなければなりません。

(この税金は、日本国を出国しても納期未到来分を含め、すべて納めなければなりません。また、納税しない場合はビザなどの許可や申請ができなくなる可能性があります。)

**SOBRE O PAGAMENTO DO IMPOSTO MUNICIPAL E PROVINCIAL  
(SHIMINZEI · KEN MINZEI) 市民税・県民税納税について**

**MUNICÍPIO DE TOYOHASHI**

Comunicamos que foi determinado o valor do seu Imposto Municipal e Provincial/SHIMINZEI E KENMINZEI.

Em anexo, estamos lhe enviando o talonário do imposto para que seja efetuado o seu pagamento, junto ao banco ou lojas de conveniência perto de sua residência, até os respectivos vencimentos.

**Forma de pagamento:** o imposto está dividido em 4 parcelas, com vencimento em junho, agosto, outubro e janeiro do ano seguinte. Caso deseje, poderá também ser pago a totalidade em uma única parcela.

**As lojas de conveniências não recebem os impostos:** sem o código de barra; os que ultrapassarem mais de 90 dias do vencimento; valores corrigidos ou parcelas com valores acima de ¥300 mil.

As lojas de conveniência só aceitam o pagamento em dinheiro.

**○ QUEM DEVE CONTRIBUIR COM O PAGAMENTO DO IMPOSTO MUNICIPAL E PROVINCIAL. 市民税・県民税を納める人**

Todas as pessoas com o endereço registrado no município de Toyohashi no dia 01 de janeiro, que auferiram renda no ano anterior, devem efetuar o pagamento do imposto municipal e provincial, ao município de Toyohashi.

(Este imposto, mesmo que saia do Japão, deve ser quitado na totalidade, inclusive os impostos devidos que ainda não estão vencidos).

ツイート

いいね! 0

## 納付方法

- かんたんな税金のしおり (日本語・外国語)
- 市税の口座振替について
- 納付の場所・こよみ・納期限 (口座振替日)
- eLTAXを利用した電子納税について

## 納税課

- 納付方法
- 納税
- よくある質問
- 市税 納税に関するQ&A
- 東三河広域連合

## かんたんな税金のしおり (日本語・外国語)

〈やさしい日本語版 / Japanese〉

 [やさしい日本語版.pdf\( 451KB \)](#)

〈ポルトガル語版 / Português〉

 [Guia de Orientação sobre o Imposto Para os Cidadãos Estrangeiros.pdf\( 603KB \)](#)

〈スペイン語版 / Español〉

 [GUÍA DE IMPUESTOS PARA CIUDADANOS EXTRANJEROS.pdf\( 499KB \)](#)

〈英語版 / English〉

 [Tax information book for our International residents.pdf\( 495KB \)](#)

〈タガログ語版 / Tagalog〉

 [Gabay ukol sa Buwis para sa mga dayuhang mamamayan.pdf\( 470KB \)](#)

## お問い合わせ先

財務部 納税課 所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 (豊橋市役所 西館2階)  
電話番号/0532-51-2235 E-mail/ [nozei@city.toyohashi.lg.jp](mailto:nozei@city.toyohashi.lg.jp)

このページに関するアンケート



豊橋市

English 中文繁体字 Português Español 画面の拡大 フリガナ 文字を大きく 拡大方法の説明

ホーム 暮らし 健康・福祉 教育・文化 魅力・観光 産業・事業 市政情報

ナビゲーション: ホーム > 市の組織 > 税務課 > 納付方法 > 納付の場所・こよみ・納期限 (口座振替日)

### 納付の場所・こよみ・納期限 (口座振替日)

**豊橋市税クレジットカード納付のご案内**

令和元年5月7日(火曜日)よりスマートフォンやタブレット端末からクレジットカードで24時間市税の支払いができるようになります。

**納付の場所**

- 豊橋市福祉金融機関及び納付代理金融機関
- コンビニエンスストア (モバイルレジ)
- MMK株式会社豊橋店舗
- 豊橋市役所

くわしい場所はここに

**納税のこよみ・納期限 (口座振替日)**

令和元年(2019年)度

税目	期別	納期限 (口座振替日)
5月 固定資産税 軽自動車税	第1期 全期	5月31日(金曜日)
6月 市県民税	第1期	7月1日(月曜日)
7月 国民健康保険税 固定資産税	第1期 第2期	7月31日(水曜日)
8月 市県民税 国民健康保険税	第2期 第2期	9月2日(月曜日)
9月 国民健康保険税	第3期	9月30日(月曜日)
10月 市県民税 国民健康保険税	第3期 第4期	10月31日(木曜日)
11月 国民健康保険税	第5期	12月2日(月曜日)
12月 固定資産税 国民健康保険税	第3期 第6期	1月6日(月曜日)
1月 市県民税 国民健康保険税	第4期 第7期	1月31日(金曜日)
2月 固定資産税 国民健康保険税	第4期 第8期	3月2日(月曜日)

注) 市県民税、国民健康保険税について、年金からの特別徴収の方は年金支払月(徴収月)に天引きされます。

納税カレンダー (PDF)

- 日本語版 / Japanese ( 51KB )
- ポルトガル語版 / Português ( 79KB )
- スペイン語版 / Español ( 80KB )
- 英語版 / English ( 82KB )
- タガログ語版 / Tagalog ( 79KB )

## Calendário de imposto Ano 2019

Mês de pagamento do imposto 納税月	Favor pagar o imposto até a data de vencimento 支払期限は、この日までに納めましょう	Tipo de Impostos 税の分類			
		Imposto Municipal e Provincial (Shikeminzei) 市県民税	Imposto sobre Bens (Koteishizenzei - Toshikeikakusei) 固定資産税・都市計画税	Imposto de veículos de porte pequeno (Keijidoushazei) 軽自動車税	Imposto sobre Seguro Nacional de Saúde (Kokumin kenkou hokenzei) 国民健康保険税
<b>Abril</b> 4月					
<b>Mai</b> 5月	31 / MAI / 2019 (Sex) 5月31日(金)		1ª.Parcela 第1期	Parcela única 全期	
<b>Junho</b> 6月	1 / JUL (Seg) 7月1日(月)	1ª.Parcela 第1期			
<b>Julho</b> 7月	31 / JUL (Qua) 7月31日(水)		2ª.Parcela 第2期		1ª.Parcela 第1期
<b>Agosto</b> 8月	2 / SET (Seg) 9月2日(月)	2ª.Parcela 第2期			2ª.Parcela 第2期
<b>Setembro</b> 9月	30 / SET (Seg) 9月30日(月)				3ª.Parcela 第3期
<b>Outubro</b> 10月	31 / OUT (Qui) 10月31日(木)	3ª.Parcela 第3期			4ª.Parcela 第4期
<b>Novembro</b> 11月	2 / DEZ (Seg) 12月2日(月)				5ª.Parcela 第5期
<b>Dezembro</b> 12月	6 / JAN / 2020 (Seg) 1月6日(月)		3ª.Parcela 第3期		6ª.Parcela 第6期
<b>Janeiro</b> 1月	31 / JAN (Sex) 1月31日(金)	4ª.Parcela 第4期			7ª.Parcela 第7期
<b>Fevereiro</b> 2月	2 / MAR (Seg) 3月2日(月)		4ª.Parcela 第4期		8ª.Parcela 第8期
<b>Março</b> 3月					